



Rotary



2016-2017 年度

国際ロータリー会長 / ジョン F. ジャーム  
2690地区ガバナー / 庄司 尚史

会長 / 田中 浩史  
幹事 / 小汀 泰之  
副会長 / 佐々木 哲也  
会計 / 黒田 昌弘

■平田ロータリークラブ 事務局

〒691-0001 島根県出雲市平田町 2280-1 平田商工会議所 2F  
TEL: 0853-63-3232 / FAX: 63-5365 / IP: 050-5204-5816  
URL: <http://hirata-rotary.jp/> Mail: [office@hirata-rotary.jp](mailto:office@hirata-rotary.jp)

9:00 ~ 17:00 (土・日曜・祝祭日 休局)

■例会プログラム

例会日	卓話者	演題
11月17日	出雲税務署 署長 片岡 絵里 様	マイナンバー制度は何のため? ～ 国税分野での利用 ～
11月24日	平田中学校 吹奏楽講師 古川 慎治 様	私の楽しみ
12月1日	割烹温泉 ゆらり 18:30～	忘年例会

■出席報告

会員数	出席者数	欠席者数	出席率	前々回補正出席率
43	30	13 (2)	73.17 %	87.50 %

■欠席者

飯塚俊 / 加藤昇 / 大谷良 / 清水 / 土江 / 曾田 / 杉原 / 石原輝  
石原俊 / 園山 / 山口 (山根 / 牧野)

■メイクアップ

11/15 高砂・加藤昇・持田稔 (松江しんじ湖)

\*\*\*\*\*

■次回例会受付当番

(12月1日) 持田稔樹 / 榎野良文 / 三好洋平  
(12月8日) 持田祐輔 / 小村益三 / 大島 治

■近隣クラブ例会情報 (メイクアップを考えましょう)

月	出雲中央 11/21(一) 12/26 H29 2/20(一)	松江南
火	出雲 11/22(一) 12/13 12/27(一) 1/3(一)	松江しんじ湖
水	大社	松江
木	(一); ビジター受付 なし	松江東
金	出雲南	

■会長挨拶

10年くらい前に出雲法人会青年部で、租税教室に派遣されたことがあります。鱈淵小学校の6年生約10人を対象に「税金とは」のテーマに授業をしました。数日まえに税務署にいて2時間余りの講義を受け、パネルや「マリンとヤマト」というビデオテープなどをうけとり、本番に臨みました。もし税金がなかったらということの切り口に、道路を歩いたら、橋をわたったら、病気になったら、交番にいったら、すべてに高額のお金がかかる。税金は「みんなが生活するために役立つ会費のようなもの」。など、小学生を対象に租税教室をしましたが、45分がとて長く感じました。最後に一升瓶やビール瓶やたばこを見せて、これらにも税金が含まれているなどもお話をしして終わりました。租税教室そのものも難しかったのですが、子供を対象に講義をする難しさも併せて思い知りました。

■幹事報告

1. 地区ガバナーエレクト池上 正様、地区R財団委員長伊藤文利様より次期クラブR財団委員長研修会並びに地区補助金管理セミナー開催のご案内  
日時 12/11(日) 13:30～ 受付 14:10～15:50 研修会当クラブより、佐々木哲也会長エレクト・曾田敏康次期幹事原 孝士次期クラブR財団委員長出席致します。
2. 2017-2018年度地ロータリー財団奨学生募集について  
申請ご希望の方は事務局まで

■スマイル

出雲税務署長 片岡絵里様よりスマイルを頂戴致しました。

田中浩・小汀 (片岡絵里税務署長、小野弘彦総務課長、本日は平田ロータリークラブへおいで頂きありがとうございます。本日はスピーチよろしくお願い致します。)

■大島治・黒田・高砂・来間

(片岡署長様平田RCへ よこそいらっしやいました！本日のスピーチよろしくお願い致します。)

大谷厚 (片岡署長、ようこそおいでいただきました。折角のスピーチのところ恐縮ですが都合にて途中退席させていただきます。)

飯塚大 (一畑薬師マラソン大会には平田ロータリークラブからご協賛いただき誠にありがとうございました。11月19日(土)～20日(日)第21回一畑薬師茶会のご案内を申し上げます。)

■スピーチ・例会行事

「マイナンバー制度は何のため? ～ 国税分野での利用 ～」



出雲税務署 署長 片岡 絵里 様

出雲の印象について・・・10月には佐香神社の祭礼がありました。また、小汀氏の鹿島神社では、この度遷宮がありました。祭りを大切にすることは、歴史の歩みを重んじることで、このような文化は東京生まれの自分にとって貴重な発見と出会い、そして体験です。伝統を守り、祭りごとを大切に位置づけ生活の中にそれが息づいていることは、素晴らしいことです。

出雲の特産や産物について・・・来間屋生姜糖本舗が専門雑誌で紹介されています。また、東京では純粋出雲産というフレーズは、価値ある特別なフレーズです。

さて今日は、マイナンバー制度は何のために?を演題にご案内します。以下資料に沿ってお話しします。

■マイナンバー制度と国税分野における利用

導入経緯～マイナンバー制度の導入効果(ポイント)番号の記載が必要な税務手続き、本人確認(番号確認と身元確認)

■利便性の向上

一住民票の添付省略

所得把握の適正化・効率化、法定調書と申告納税制度、主要国における法定資料制度の概要。

以下省略

■マイナンバー制度の導入効果(ポイント)

1 行政の効率化

⇒行政機関における、様々な情報の照会・転記・入力に要している時間や労力が大幅に削減。

2 国民の利便性の向上

⇒添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減する。

### 3 公平・公正な社会の実現

⇒所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れること、給付を不正に受けることを防止。

これらの効果が期待される社会基盤として社会保障・税・災害対策分野で使用

- ※ 番号記載が必要な税務手続き ～ 資料参照
- ※ 本人確認(番号確認と身元確認) ～ 資料参照
- ※ 利便性の向上 ～ 資料参照
- ※ 利便性の向上(住民票の添付省略) ～ 資料参照
- ※ 所得把握の適正化・効率化 ～ 資料参照
- ※ 法定調書と申告納税制度 ～ 資料参照
- ※ 主要国における法定資料制度の概要 ～ 資料参照